

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用は無料、申込不要（定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ）。
 ① 生涯学習センター、② つつのみや表参道スウェーア、③ 地域コミュニティセンター、④ 市民活動センター、⑤ 申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。

税の申告

申告は正しく、お早めに

税の申告相談と受け付けを行います。受付期間は左の表 ①、9 ページの表 ② の通りです。

申告書や収支内訳書などの提出書類は、できるだけ本人が作成し、提出してください（自書申告）。また、納税は「口座振替」、還付は「口座振込」をお勧めします。

☎市民税課 ☎ (632) 2214・2217・2233・2221

① 所得税・贈与税・消費税の申告相談と受け付け

会場	期間	受付時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	2月18日(月)~3月15日(金) ※土・日曜日を除く	午前9時 ~午後4時
	日曜日の申告相談・受付 2月24日・3月3日(日)	

▽会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

▽現金納付の窓口業務は行いません。

▽期間中は宇都宮税務署内での相談は行いません。

■便利・簡単「確定申告書等作成コーナー」

▽国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」<http://www.nta.go.jp>をご利用いただくと自宅などで確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかで提出してください。

▽「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの人は、「確定申告書等作成コーナー」で作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、ぜひご利用ください。

▽ご相談は、まずは国税庁HPで検索・電話でお問い合わせください。

▽確定申告などに関するお問い合わせ 国税庁HP「確定申告特集」をご覧ください。

▽e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 ☎ 0570(01)5901。受け付けは月~金曜日。祝休日を除く。

ステップ Step1 まずは期間をチェック

相談と申告書の受付期間

▽市民税・県民税、所得税、贈与税
3月15日(金)まで。

▽個人事業者の消費税・地方消費税
4月1日(月)まで。

所得税、贈与税、消費税の申告

■申告相談の期間と受け付けの会場 上の表 ① の通り。

■確定申告が必要な人

▽事業所得や不動産所得など、所得金額の合計が、所得控除の合計額を超える。
▽平成30年中に土地や建物、株式などの資産を売り、利益があった。

▽給与と所得のある人で次のいずれかに該当する。① 給与の収入金額が2000万円を超える② 給与・退職以外の所得金額の合計額が20万円を超える③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた。

▽公的年金などの収入があり、公的年金以外の所得が20万円を超える。

■マイナンバーカードの申請受け付けを実施

マロニエプラザ会場では、確定申告受付期間中の毎週火・木曜日にマイナンバーカード受付窓口を開設し、顔写真の撮影（無料）や申請手続きの補助を行います。マイナンバーカードは、住民票・税証明書などが身近で取得できるコンビニ交付サービスや身分証明書および電子申告（e-Tax）などに利用できます。詳しくは、市民課 ☎ (632) 5266 までご連絡ください。

■所得税の還付申告ができる人

▽年の途中で退職した後、就職せず年末調整を受けていないため、所得税を納め過ぎています。

▽給与所得者で、医療費控除や社会保険料控除を追加することで源泉所得税の還付を受けられる。

▽公的年金などの雑所得で、医療費控除、社会保険料や生命保険料控除を追加することで、源泉所得税の還付を受けられる。

☎ (621) 2151 (自動音声案内) へ。

◎税務署へは公共交通機関のご利用を 毎年、1~3月は税務署に多くの人が来署します。できるだけ公共交通機関をご利用ください。☎宇都宮税務署 ☎ (621) 2151

◎申告会場周辺の混雑緩和にご協力を 申告期間中は、市役所、各申告受け付け会場ともに大変混雑しますので、申告書はなるべく郵送でご提出ください。☎市民税課 ☎ (632) 2214



申告に必要な持ち物

(領収書や証明書などは平成30年中に支払ったもの)

- 申告書。または、税務署から送付されたお知らせのはがき。
- 申告者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)または次の2種類の書類。ただし、郵送も可(※)。
 - ①マイナンバー(個人番号)確認書類=通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなどのいずれか1つ。
 - ②身元確認書類=運転免許証、障がい者手帳、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、写真付きの社員証・学生証などのいずれか1つ。
- 印鑑(ゴム印不可)。
- 給与所得や年金所得のある人は、源泉徴収票(原本)。
- 事業所得(営業、農業など)や不動産所得のある人は、収支内訳書(収入および必要経費を計算できる書類)。青色申告の人は決算書。
- 国民健康保険税(料)、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料の支払金額が分かる書類。
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書。
- 雑損控除、寄附金控除などの控除を受けようとする人はそれを証明できる書類。
- 医療費控除を受ける人は、自身で作成した医療費控除の明細書。
- 還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの。

2 市民税・県民税の申告相談と受け付け

会場	期間	受付時間
市民税課 (市役所2階)	▽平日 2月18日(月)~3月15日(金) ※土・日曜日を除く	午前8時30分~午後5時15分
	▽休日 2月24日(日)・3月3日(日)	午前9時~午後4時
上河内区(中里町)	2月13日(水)・14日(木)	午前9時~午後3時
河内区(中岡本町)	2月25日(月)~27日(水)	
瑞穂野区(下桑島町)	2月15日(金)	
篠井区(下小池町)	2月15日(金)	
城山区(大谷町)	2月27日(水)・28日(木)	
姿川区(西川田町)	2月18日(月)~20日(水)	
豊郷区(岩曾町)	2月21日(木)・22日(金)	
清原区(清原工業団地)	2月18日(月)・19日(火)	
横川区(屋板町)	2月22日(金)	
平石区(下平出町)	2月25日(月)・26日(火)	
雀宮区(新富町)	2月12日(火)~14日(木)	
国本区(宝木本町)	2月21日(木)	
富屋区(徳次郎町)	2月20日(水)	

市民税・県民税の申告

ページ番号 1017931

■申告相談の期間と受け付けの会場 上の表2の通り。

■市民税・県民税の申告が必要な人

▽平成31年1月1日現在、市内に居住し、平成30年中に営業・農業などの所得があった。

▽給与収入があり、次のいずれかに該当する。①勤務先から市に、給与支払報告書が提出されていない②給与・退職以外の所得の合計額が20万円以下③所得税の納付はないが、市民税・県民税で医療費控除などの控除を追加する。

▽収入が公的年金などのみ、または公的年金などと年金以外の所得が20万円以下で、源泉徴収票に記載されている控除以外に、市民税・県民税で扶養控除や社会保険料控除などを追加する。

■市民税・県民税の申告用紙 昨年中に申告をした人などへ2月上旬に発送します。

届かない人で申告が必要な人は、市民税課または各

区・市(市HP)からも取り出し可)で入手してください。

所得税の確定申告を税務署に提出する人は、市民税・県民税の申告を市に提出する必要はありません。

■年金収入400万円以下の人 次のすべてに該当する人は、医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告の必要がありません。①公的年金などの収入が400万円以下②それ以外の所得が20万円以下。

ただし、市民税・県民税で控除の追加をする場合は、申告が必要です。また、外国の法令に基づく公的年金を受給している場合は、平成27年分から確定申告が必要です。

■所得がなかった人も市民税・県民税の申告を 申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定基礎となります。

申告がないと、負担割合の正しい算出ができませんので、所得がなかった旨の申告が必要です。

※郵送の場合は、上記の書類のコピー。マイナンバーカード(個人番号カード)は表面と裏面のコピーの添付が必要。なお、扶養親族などの本人確認書類の提示または添付は不要。